

8章. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

三原駅周辺は、JR三原駅やバスターミナル、三原内港など、公共交通機能が充実した利便性の高い交通結節点である。

また、市内バス路線は、郊外に向け交通網が形成されており、周辺地域のみならず広域からの公共交通アクセスの利便性が高い地区である。

しかし、モータリゼーションの進展等に伴い、公共交通機関の利用者は年々減少傾向にあり、また、新型コロナウイルスの影響もあり、平成27（2015）年度から令和2

（2020）年度においては、JR三原駅の年間乗車人員数は約27%減少しており、バスの1日当たりの輸送人員数は、運行区間が17路線から14路線に減少したこともあり、平成27年度から令和2年度で、約9%減少した。

加えて、木原道路の開通に伴い自家用車での移動手段の選択が高まっていくことも想像され、公共交通機関の利用率の更なる低下も考えられる。

このため、今後加速する人口減少や高齢化の進展、SDGsなどの環境配慮による持続可能な社会形成意識の高まりなどを踏まえ、誰もが利用しやすく、環境にもやさしい公共交通機関の利便増進を図ることが求められる。

(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

このような現状から、中心市街地の活性化に向けて、誰もが快適に利用できる公共交通機関の利便性増進のために、一体的な事業の推進を図る必要がある。

(3) フォローアップの考え方

毎年度、基本計画に位置付けた事業の進捗調査を行い、必要に応じて、事業の促進などの改善を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定に連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】生活交通バス路線運行事業

【事業実施時期】	令和5年度～令和9年度		
【実施主体】	民間事業者		
【事業内容】	三原駅前バス乗り場を中心に地域と中心市街地を結ぶバス路線を維持・確保のために経費を補助する。		
【活性化を実現するための位置付け及び必要性】			
【目標】	賑わいの創出，商業の活性化		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（平日・休日），商店街の空き店舗数		
【活性化に資する理由】	交通結節拠点として交通利便性を高め，暮らしやすいまちを形成することで，来街者の増加，商業の活性化，集客力及び回遊性の向上に繋げるため。		
【支援措置名】	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（国），広域生活交通路線確保維持費補助金（県）		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省， 広島県
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】生活航路運航事業

【事業実施時期】	令和5年度～令和9年度		
【実施主体】	民間事業者		
【事業内容】	三原内港と島しょ部を繋ぐ航路の運航を維持・確保するための経費を補助する。		
【活性化を実現するための位置付け及び必要性】			
【目標】	賑わいの創出，商業の活性化		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（平日・休日），商店街の空き店舗数		
【活性化に資する理由】	中心市街地の来街者の増加，内港周辺の商業の活性化，集客力及び回遊性の向上に繋げるため。		
【支援措置名】	生活航路維持確保対策事業費補助金（県）		
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和9年度	【支援主体】	広島県
【その他特記事項】			

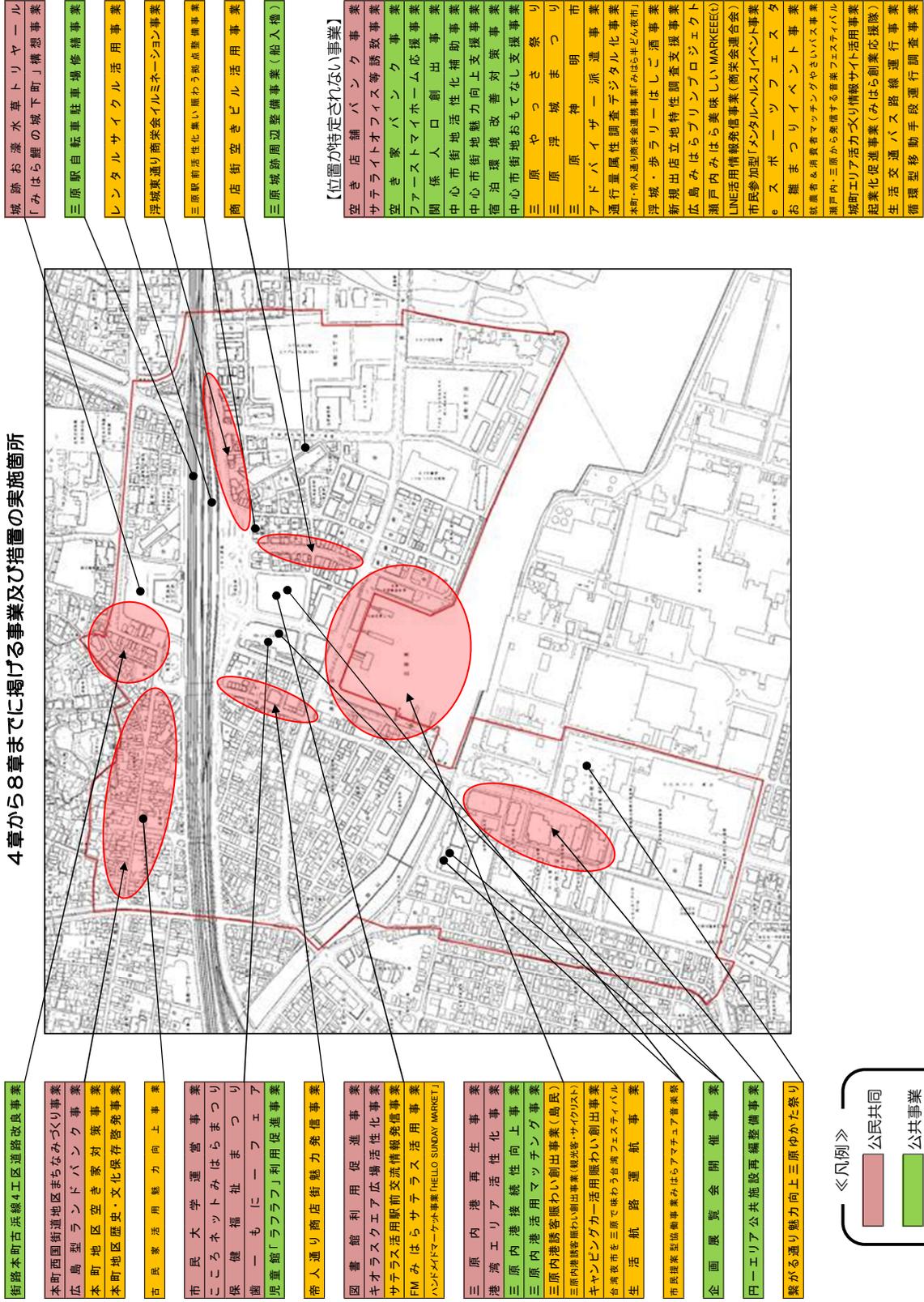
【事業名】レンタサイクル活用事業

【事業実施時期】	平成27年度～		
【実施主体】	三原観光協会		
【事業内容】	JR三原駅観光案内所において，自転車の貸出サービスを行う。 貸出の際には，中心市街地のおもてなし案内を徹底する。		
【活性化を実現するための位置付け及び必要性】			
【目標】	賑わいの創出，商業の活性化		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（平日・休日），商店街の空き店舗数		
【活性化に資する理由】	中心市街地を拠点とした観光，ビジネスでのあらゆるシチュエーションに対応し，市内外の来街者の増加，商業の活性化，集客力及び回遊性の向上に繋げるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】循環型移動手段運行調査事業

【事業実施時期】	令和5年度		
【実施主体】	㈱まちづくり三原		
【事業内容】	<p>中心市街地の居住者や来街者が通院、買い物、食事、観光客が利用できる2次交通、繋が り回遊するまちづくりを検討し、運行計画案、需要調査を行う。</p> <p>調査内容：行政、交通機関との調整、利用ニーズ、動線、交通手段、費用と採算性、運行 主体など。</p>		
【活性化を実現するための位置付け及び必要性】			
【目標】	賑わいの創出、商業の活性化、まちなか居住の推進		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（平日・休日）、商店街の空き店舗数、居住人口割合		
【活性化に資する理由】	観光客や居住者の利便性向上を図り、来街者の増加、回遊性の向上、商業の活性化、ま ちなか居住の推進に繋げるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

4章から8章までに掲げる事業及び措置の実施箇所



《凡例》

- 公民共同
- 公共事業
- 民間事業